

大分県における今後の特別支援教育の在り方

【報告書】

平成29年11月

第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会

## 目 次

### はじめに

## 第 1 章 検討内容の概要

- 1 第三次大分県特別支援教育推進計画検討の必要性 ----- (1)
- 2 本委員会での検討にあたって ----- (1)
  - (1) 国の動き
  - (2) 本県の特別支援教育

## 第 2 章 各検討項目に関する今後の方向性

### I 教職員の専門性の向上

- 1 多様な障がいの状態への対応 ----- (4)
  - (1) 現状と課題
    - ①視覚障がい
    - ②聴覚障がい
    - ③肢体不自由
    - ④病弱
    - ⑤知的障がい
    - ⑥幼稚園、小・中学校等、高等学校等における多様な障がい
  - (2) 方向性
- 2 全ての教職員を対象とした研修 ----- (18)
  - (1) 現状と課題
  - (2) 方向性

### II 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備

- 1 施設・設備の充実 ----- (21)
  - (1) 現状と課題
    - ①障がいの状態に応じた安全安心な施設設備の充実
    - ②知的障がい特別支援学校の教室不足の解消
    - ③新たな教育環境（高等特別支援学校）の整備
  - (2) 方向性
- 2 小・中学校等・高等学校における教育環境 ----- (28)
  - (1) 現状と課題
  - (2) 方向性
- 3 特別支援教育教育ネットワークの構築 ----- (33)
  - (1) 現状と課題
  - (2) 方向性
- 〈参考〉 ----- (36)

## はじめに

これまで、大分県の特別支援教育は、平成25年2月に策定された「第二次大分県特別支援教育推進計画」（以下「現計画」という。）により、県立特別支援学校在籍者数の増加や公立小中学校の通常の学級に在籍する発達障がいの子どもの対応などの課題解決に向けて取組を進め、一定の成果を収めてきた。

現計画は、本年度で最終年度を迎えるが、県立特別支援学校では、幼児児童生徒数増加に伴う教育環境整備、企業等への就職など一人一人が望む進路実現などの課題が明確に見えている。

また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、公立学校において合理的配慮が義務となり、公立小中学校等においては、特別な支援を必要とする子どもへの教育内容を充実させることが喫緊の課題となっている。

こうしたことから、現計画の課題や成果を検証した上で、今後の特別支援教育の在り方を検討し、大分県における特別支援教育のさらなる推進を図ることが求められていると考える。

第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会は、平成29年4月に大分県教育委員会教育長から諮問を受け、これからの大分県における特別支援教育のさらなる充実に向けた議論を重ねてきた。その結果、現状と課題を踏まえた今後の特別支援教育の在り方について一定の方向性を整理することができたことから、ここに報告する。

本報告書が、大分県の特別支援教育の指針となり、実効性のある取組が展開され、大分県における特別支援教育のさらなる推進と充実が図られることを心から期待するものである。

平成29年11月

第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会

委員長 古賀精治

## 第1章 検討内容の概要

### 1 第三次大分県特別支援教育推進計画検討の必要性

大分県教育委員会では、平成25年2月に現計画を策定し、中津支援学校の新設や知的障がい特別支援学校への高等部設置、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上、小・中学校等における特別支援教育体制の整備・充実等を実施してきた。その間、特別支援学校の在籍幼児児童生徒数は増加しており、大分市や別府市の教室不足が深刻化している学校では、物理的な面からの対応を迫られる現状があるなど県立特別支援学校の在り方を見直すことは喫緊の課題となっている。また、平成28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律<sup>1)</sup>」の施行により、幼稚園、小・中学校等、高等学校では、特別な支援を必要とする子どもへの教育内容の充実がこれからの課題である。

このような本県の特別支援教育の直面する課題を踏まえ、現計画が終了する平成29年度以降も計画的に施策を講じる必要があることから、平成30年度を起点とする第三次大分県特別支援教育推進計画（以下「第三次計画」という。）を策定することとなった。そこで、第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会（以下、「本委員会」という）は、大分県の特別支援教育の今後の在り方について、主に以下2点に対する意見を大分県教育委員会教育長から求められた。

- (1) 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上に関すること
- (2) 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する特別支援学校等の教育環境整備に関すること

### 2 本委員会での検討にあたって

#### (1) 国の動き

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約<sup>2)</sup>」が批准され、平成28年4月1日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。学校教育においては、障がいのある子どものニーズに応じ、適切な合理的配慮<sup>3)</sup>の提供がなされるよう体制の整備が急がれている。また、平成25年9月には、学校教育法施行令の一部改正により、「第22条の3に規定する障がいの程度<sup>4)</sup>」に該当する子どもの就学先決定の仕組みが改められた。

\*1 国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向け、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された法律。（内閣府HP参考）

\*2 すべての障がい者が人権や基本的自由を完全に享有するための措置について定めた国際条約。

\*3 障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行なわれる配慮。学校・公共施設のバリアフリー化など過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

\*4 特別支援学校への就学基準となる障がいの程度。巻末資料「別表1」参照。

これにより、柔軟な転入学が可能となり、「通常の学級」「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」といった連続性のある「多様な学びの場」を用意することが求められるようになった。特別支援教育推進の方向は、「共生社会の形成<sup>\*5</sup>に向けたインクルーシブ教育システム構築<sup>\*6</sup>」に向かつており、可能な限り共に学ぶことができるようにすることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされている。

第三次計画においても、その基本方針を「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」とすべきであり、本委員会では、本県特別支援教育の現状と課題を踏まえ、「多様な学びの場」の整備、教育的ニーズに的確に応える指導の提供ができる専門性向上の方策を探るための議論を重ねた。

## (2) 本県の特別支援教育

本県における特別支援教育の基本的な考え方は、大分県長期教育計画『「教育県大分」創造プラン2016（平成28～36年度）』に以下のとおり整理されている。

この基本的な考え方に基づき、本県の体制を確立していく必要がある。

### ①きめ細かな指導の充実

「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成や授業改善の推進など、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導の充実を図る。

〈特別支援学校〉

- ・教務主任、学部主事等が「個別の指導計画」や授業実践に関する指導・助言を組織的に行う体制の構築・強化
- ・ICT機器の効果的活用、一貫性のある指導の確立など、各教科等の授業改善の推進
- ・看護師の配置や医療機関との連携等による医療的ケア<sup>\*7</sup>の充実
- ・就学や進路選択に関する保護者への助言、特別支援教育に係る授業改善の支援等、地域の要請に応えるセンター的機能の強化
- ・障がい種別の専門性等を踏まえた特別支援学校の在り方の検討

---

\*5 十分に社会参加できる環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

\*6 人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限まで発達させることを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

\*7 法律上定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。（教員が行える行為には制限がある）

〈幼稚園、小・中学校等、高等学校〉

- ・特別支援学級や通常の学級に在籍する障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成の推進・質の向上
- ・子どもの学習面等の困難の早期把握、組織的・計画的対応の推進
- ・高等学校生徒の学習面等の困難に対応する特別支援教育支援員<sup>\*8</sup>の配置促進

## ②教職員の専門性向上

特別支援教育に対するニーズの多様化に対応するとともに、障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばせるよう特別支援教育の質を高めるため、教職員の専門性の向上を図る。

- ・特別支援学校と小・中・高等学校等との間の人事配置の工夫改善
- ・認定講習受講を通じた特別支援学校教諭免許状の取得促進
- ・合理的配慮の提供に関する理解促進等のための教職員研修の充実

## ③進学・就労支援体制の強化

障がいのある子どもの進路選択など自己実現のため、進学・就労支援体制を強化する。

- ・「個別の指導計画」に沿ったキャリア教育の促進
- ・生徒の進学希望の実現に向けた、県内外の教育機関に関する情報収集の強化
- ・技能検定の活用等を通じた子どもの職業能力の育成
- ・就労支援アドバイザー<sup>\*9</sup>の活用や地域の福祉・労働等関係機関との連携による就労支援の充実

## ■目標指標

指標名	基準値	年度	目標値	
			H 31 年度	H 36 年度
「個別の指導計画」の作成率	小 83.6 %	H 26	小 92 %	小 100 %
	中 83.6 %		中 92 %	中 100 %
	高 10.6 %		高 100 %	高 100 %
知的障がい特別支援学校 高等部生徒の一般就労率	29.1 %	H 26	31 %	33 %

【表 1：「教育県大分」創造プラン 2016 における特別支援教育の目標指標と目標値】

\*8 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う者。

\*9 企業訪問による職場開拓等を行うとともに、生徒の職業適性やマッチングに関する助言、就労支援のノウハウや就職情報の提供等を行う。平成 29 年度大分県では、県立特別支援学校に 8 名配置している。

## 第2章 各検討項目に関する今後の方向性

### I 教職員の専門性の向上

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校、それぞれの学びの場における指導・支援の充実によるインクルーシブ教育システムの構築をめざすためには、全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。さらに、障がい種ごとの特性に応じた専門的な指導ができることも必要である。

大分県におけるインクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育の現状と課題を整理し、求められる「専門性の向上」について分析する。

### 1 多様な障がいの状態への対応

#### (1) 現状と課題

##### ① 視覚障がい

##### ア 現状

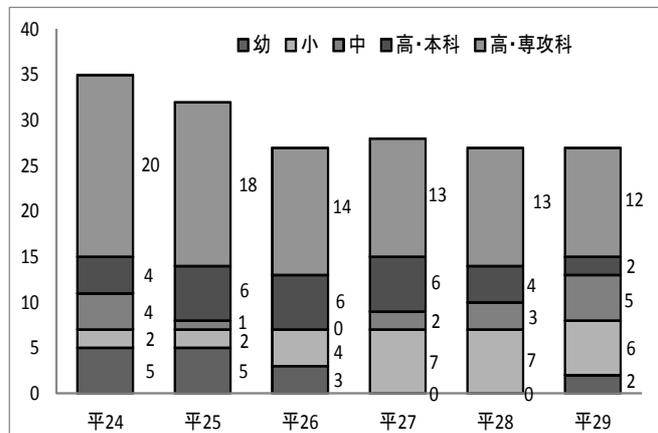
県立盲学校は、視覚障がいのある幼児児童生徒に対する専門的教育を行うとともに、県内全域を対象とした教育相談等とおして視覚障がいのある幼児児童生徒本人とその保護者、担任教員等への助言を行う役割も担っている。

県立盲学校の在籍者数は全体的に減少してきており、特に幼稚部、小・中学部の在籍者数が少なく、高等部の本科・専攻科の在籍者数が多い。

高等学校卒業後に視覚障がいになった方が資格取得のために専攻科を志願していることも特徴の一つである。

全国的には、視覚障がいのある幼児児童生徒のほとんどが通常の学級に在籍し、その中には非常に低視力の子どももいるとされている。（「すべての視覚障害児の学びを支える視覚障害教育の在り方に関する提言」（平成22年11月15日 視覚障がい教育研究者一同代表 池谷尚剛 より））

大分県では、平成29年度に設置している弱視特別支援学級は、小学校に1学級、1名の在籍であった。



【図1：県立盲学校の幼児児童生徒数の推移】

	未就学	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	高等技術 専門校	計
H24	0	0	0	0	0	0	0	0
H25	0	2	0	8	2	2	2	34
H26	0	0	1	16	0	34	0	51
H27	0	0	1	16	0	46	0	63
H28	0	3	3	29	1	20	0	56

【表2：県立盲学校の巡回相談件数の推移】

	未就学	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	高等技術 専門校	計
H24	0	0	0	0	0	0	0	0
H25	0	0	2	1	0	0	1	4
H26	0	0	0	4	0	0	0	4
H27	3	1	2	5	4	0	1	9
H28	1	5	4	18	5	4	1	9

【表3：県立盲学校の来校相談件数の推移】

県内で唯一、視覚障がい者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「視覚特別支援学校」という。）である県立盲学校における平成28年度の相談件数を見ても、巡回相談56件・来校相談97件であり、増加の傾向が見られる。

そして、小・中学校では通常の学級に在籍している児童生徒の相談が全体の78.8%を占めている。

	H25	H26	H27	H28
通常の学級	7	15	61	67
特別支援学級	3	5	9	18
通級による指導	1	0	0	0

【表4：相談者の在籍学級（小中学校）】

巡回相談の内容としては、指導方法が最も多く、続いて校内支援体制となっている。

来校相談では、家庭との連携や教材・教具についての相談が多くなっている。

	教育課程	指導計画	教材・教具	指導方法	指導形態	評価	個別の指導計画	個別の教育支援計画	校内支援体制	家庭との連携	関係機関との連携	心理検査	その他
巡回相談	0	0	8	28	1	0	0	1	14	4	7	1	34
来校相談	0	0	34	11	0	4	0	3	1	41	8	2	47

【表5：平成28年度の相談内容】

以上から、視覚障がいに対応した教育的支援は、通常の学級に在籍している児童生徒のニーズが高いと言える。

県立盲学校教員で特別支援学校教諭免許状の視覚障がい者に関する教育の領域の免許保有率は年々向上しているものの、全体の3割程度にとどまっている。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
教諭数	36	34	31	34	33	35
視覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有者	7	9	8	10	10	11
保有率	19.4%	26.5%	25.8%	29.4%	30.3%	31.4%

【表6：盲学校における視覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有率】

現在、視覚特別支援学校における視覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有率の低さや専門性を支える教員が極端に減少していることから、専門性の低下が懸念される状況は大分県のみならず全国の視覚特別支援学校における大きな課題となっている。

## イ 課題

視覚障がいのある児童生徒の多くが通常の学級に在籍している現状から、小・中学校等の教員は、その障がい特性を理解し、個に応じた支援を適切に行うことが求められる。

また、視覚障がい起因する特別なニーズへの対応には、視覚特別支援学校の実践によって培われてきた指導の専門性の活用が欠かせない。視覚障がいのある幼児児童生徒の学びの場として、幼稚園や小・中学校等の「通常の学級」における指導の専門性向上が必要である。そして、視覚特別支援学校は、専門的な教育を提供するとともに、視覚障がいのある幼児児童生徒が、児童生徒会活動などの経験をとおして自主性・社会性などを学ぶことのできる大切な学びの場である。

県立盲学校は、大分県の視覚障がい教育の拠点として、今後その教育内容の質の向上が必要であると考えられる。そのためには、専門性のある人材確保と育成、個々の教員の教材・教具の開発力の向上、また、視覚障がい教育に関する情報発信などが課題となってくる。

## ②聴覚障がい

### ア 現状

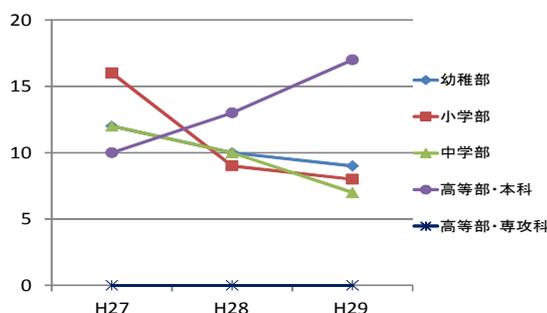
近年、医療機器の発達により聴覚に障がいのある子どもが人工内耳<sup>\*10</sup>を装着し、地域の小・中学校等への就学を希望することが増えてきている。大分県では平成29年度、難聴学級が小学校に4学級、中学校に3学級設置されており、在籍者は小学校9名、中学校3名となっている。また、県立聾学校で実施している通級による指導を利用している児童生徒は、小学校13名、中学校10名（H29年9月1日現在）となっている。

県内で唯一、聴覚障がい者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「聴覚特別支援学校」という。）である県立聾学校への転入学者数は毎年度1～2名程度で、幼稚部・小学部・中学部の人数は減少傾向である。高等部本科普通科への進学希望者は増えてはいるものの、本科卒業後に専攻科を希望する生徒が極めて少なく、過去3年は在籍者がいない。

県立聾学校は、聴覚障がい児者に対する専門的教育を行うとともに、県内全域を対象とした教育活動をとおして聴覚障がいのある幼児児童生徒本人とその保護者、担任教員等への助言を行う役割も担っている。

	H27	H28	H29
幼稚部	12	10	9
小学部	16	9	8
中学部	12	10	7
高等部・本科	10	13	17
高等部・専攻科	0	0	0

【表7：県立聾学校の在籍者数（学部ごと）の推移】



【図2：県立聾学校の在籍者数（学部ごと）の推移】

	未就学	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	高等技術 専門校	計
H25	2	1	0	18	2	0	0	23
H26	0	4	4	37	6	5	0	56
H27	6	3	5	61	22	3	0	100
H28	22	4	24	41	5	1	0	97

【表8：県立聾学校の教育相談件数推移の推移】

	H25	H26	H27	H28
通常の学級	15	33	68	44
特別支援学級	4	8	13	2
通級による指導	1	2	2	0

【表9：相談者の在籍学級（小中学校）】

	教育課程	指導計画	教材・教具	指導方法	指導形態	評価	個別の指導 計画	個別の教育 支援計画	校内 支援体制	家庭との 連携	関係機関	心理検査	その他
巡回相談	0	0	2	14	0	2	2	2	4	7	2	0	15
来校相談	0	0	2	50	0	2	0	1	11	8	3	0	63

【表10：平成28年度の相談内容】

\*10 手術で耳の奥などに埋め込む部分と、音をマイクで拾って耳内に埋め込んだ部分へ送る体外部からなり、音を電気信号に変えて、蝸牛の中に入れた刺激装置（電極）で直接聴神経を刺激する装置。現在最も普及している人工臓器の1つで、聴覚障がいがあり補聴器での装着効果が不十分である方に対する聴覚獲得法。

県立聾学校における巡回・来校相談は、通常の学級に在籍している児童生徒に対する「指導方法」に関するものが最も多く、専門性のある指導を求めていることがわかる。

そのため、県立聾学校では、通級による指導<sup>11</sup>を展開しており、前述のように平成29年度は23名（5月1日現在）の小・中学校在籍の児童生徒が利用している。小・中学校等への就学が増加する一方で、聴覚障がいに対する専門的な指導へのニーズは高く、今後、通常の学級に在籍する聴覚障がい児への支援の充実が必要である。

県立聾学校教員の聴覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有率は、この5年間で倍増しているが、それでも教員全体の54.3%であり、保有率が高いとは言い難い。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
教諭数	49	38	37	36	36	35
聴覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有者	12	11	15	13	17	19
保有率	24.5%	28.9%	40.5%	36.1%	47.2%	54.3%

【表11：聾学校における聴覚障がい者に関する教育の領域の免許状保有率】

聴覚障がい教育においては、障がい特性の理解はもちろんのこと、聴覚活用に関わる専門性、コミュニケーション・ことばを育てる専門性、教科指導の専門性など教育的対応としての高い専門性が求められる。特にコミュニケーションの関係を確立させるためには、幼児児童生徒の実態に応じて、読話やキュード・スピーチ、手話、指文字等様々なコミュニケーション手段を使い分ける技術を身に付けることも必要である。

聴覚特別支援学校では、教育的対応として、指導方法の専門性と教科指導の専門性のどちらも求められるが、現状の免許状保有率から考察すると厳しい状況であると思われる。

## イ 課題

県立聾学校の通級による指導を利用している児童生徒は、通常の学級に在籍しており、小・中学校等の教員には、聴覚障がいの特性を理解し、県立聾学校教員と連携した支援を適切に行うことが求められる。

聴覚特別支援学校は、専門的な教育を行うという役割はもちろんのこと、聴覚障がいのある幼児児童生徒が、児童生徒会活動などの経験をとおして自主性・社会性などを学ぶことのできる大切な教育の場である。また、聴覚障がいに起因する特別なニーズへの対応には、聴覚特別支援学校の実践によって培われてきた指導の専門性の活用が必要となる。

このようなことから、県立聾学校は、大分県の聴覚障がい教育の拠点として、充実させることが必要であり、聴覚障がい特別支援学校の教員には、専門性の一つとして様々なコミュニケーション手段の技術を身に付けることも求められる。

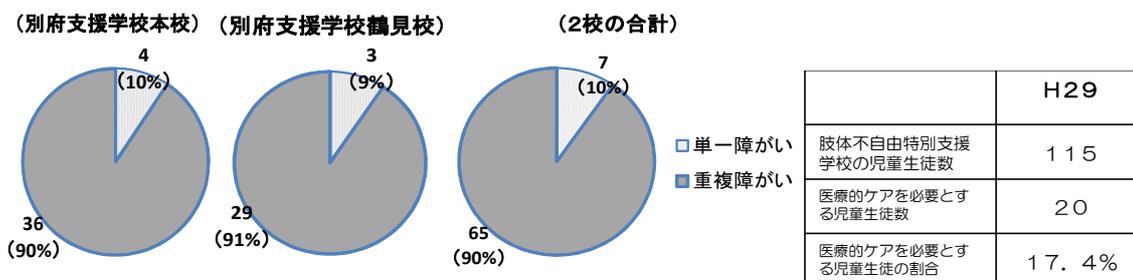
専門性のある人材確保と育成、個々の教員の教育的対応の専門性向上などが課題となってくると考えられる。

\*11 通常の学級に在籍する軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つの形態。

### ③肢体不自由

#### ア 現状

肢体不自由のある幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「肢体不自由特別支援学校」という。）は、別府支援学校本校とその分校である鶴見校の2校である。2校に在籍している肢体不自由の子どものうち、単一の障がいの子どもの割合は約1割である。重複した障がいのある子どもの割合が9割ととても高くなっている。



【図3：単一障がい及び重複障がい幼児児童生徒の割合】  
(別府支援学校本校・鶴見校)

	H29
肢体不自由特別支援学校の児童生徒数	115
医療的ケアを必要とする児童生徒数	20
医療的ケアを必要とする児童生徒の割合	17.4%

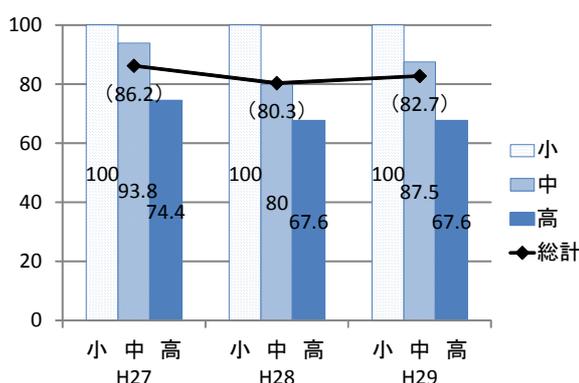
【表12：医療的ケアを必要とする子ども】  
(別府支援学校本校・鶴見校)

また、医療的ケアを必要とする子どもが、平成29年度には17%程度在籍しており、医療との連携も欠かせない状況である。

さらには、別府市以外の知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「知的障がい特別支援学校」という。）にも、肢体不自由と知的障がいを併せ有する児童生徒が在籍しており、中には医療的ケアを必要とし、障がいの状態が重度である子どもが通学しているケースもある。

県内に設置されている肢体不自由の特別支援学級は、小学校9学級で12名在籍、中学校2学級で2名の在籍となっている。肢体不自由のある幼児児童生徒は、例えば、手すりやスロープの設置などの適切な基礎的環境整備<sup>\*12</sup>や合理的配慮により、通常の学級への在籍が可能になる場合も多い。

肢体不自由特別支援学校である別府支援学校本校と鶴見校の2校における教員の特別支援学校免許状保有率は、80%を超えているものの、学部によってかなり差がみられる。



【図4：肢体不自由特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率の推移】

\*12 障がいのある子どもに対する支援として、国・都道府県・市町村が、法令や財政措置によりそれぞれで行う合理的配慮の基礎となる教育環境整備のこと。基礎的環境整備の状況により合理的配慮は異なってくる。

特に障がいの程度が重度であったり、重複していたりして、自立活動を主とした教育課程で学ぶ幼児児童生徒に対しては、自立活動の高度な専門性をもって教育にあたることが求められているが、自立活動教諭免許状を保有している教員はいない。

## イ 課題

小・中学校等においては、肢体不自由のある児童生徒へ合理的配慮が適切に提供できるよう、個々のニーズを的確につかむことが必要である。

一方、特別支援学校に在籍する肢体不自由の単一障がいの児童生徒には、肢体不自由の状態に応じた自立活動の指導とともに、学力向上をめざした教科学習の保障が求められる。自立活動の指導には、教師自身の専門的知識や技術に裏付けられた指導力と理学療法士<sup>\*13</sup>（Physical Therapist 以下「PT」という。）・作業療法士<sup>\*14</sup>（Occupational therapist 以下「OT」という。）・言語聴覚士<sup>\*15</sup>（Speech-Language-Hearing Therapist 以下「ST」という。）などの専門家との連携による指導内容・方法の改善を図る必要がある。また、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒に対応する場合、医療的ケアに関する専門的知識や安全な手技ができる力も求められる。

肢体不自由特別支援学校には、多岐にわたる教員の専門性の向上が課題である。

---

\*13 厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者。（理学療法：身体に障がいのある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること）

\*14 厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者。（作業療法：身体又は精神に障がいのある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせること）

\*15 厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行なうことを業とする者。

#### ④病弱

##### ア 現状

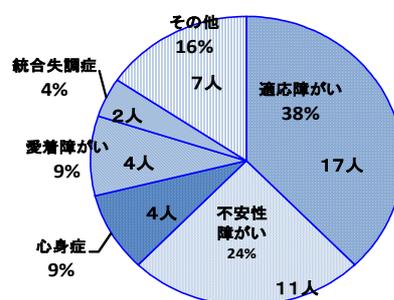
県内に設置されている病弱の特別支援学級は、病院内に設置された学級が8割を占め、現在は、小学校3学級で5名在籍、中学校2学級で在籍者はいない状況である。しかし、入院に伴う転学先として在籍者数の変動が頻繁にあり、入院した児童生徒の学習の場となっている。

病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「病弱特別支援学校」という。）は、別府支援学校本校と分校である石垣原校の2校である。

近年、腎臓疾患や喘息などの疾患による在籍者は減少し、発達障がい<sup>\*16</sup>による二次障がいとして適応障がい、不安性障がい、心身症などの精神疾患関連の診断がある児童生徒が約4割を占め、特に高等部では約6割を占める。

	小学部	中学部	高等部	合計
在籍児童生徒数	26人	20人	51人	97人
精神疾患関連の診断のある児童生徒数	3人	6人	29人	38人
精神疾患関連の診断のある児童生徒割合	11.5%	30.0%	56.9%	39.2%

【表13：平成29年度精神疾患関連の診断のある児童生徒数と割合】  
(別府支援学校本校・石垣原校)



【図5：平成29年度精神疾患関連の診断の内訳】  
(別府支援学校本校・石垣原校)

課程	障がい種	別府支援(本校)				石垣原校				2校の合計
		小	中	高	計	小	中	高	計	
I 課程	肢体		1	3	4				0	4
	病弱	3	10	30	43	2	1	1	4	47
	肢体・病弱	1	2		3				0	3
	小計	4	13	33	50	2	1	1	4	54
II 課程	知的・肢体			4	4				0	4
	知的・病弱			1	1				0	1
	小計			5	5				0	5
III 課程	知的・肢体	3	1	4	8				0	8
	知的・病弱	2		2	4				0	4
	知的・肢体・病弱	2		1	3				0	3
	小計	7	1	7	15				0	15
IV 課程	知的・肢体	6	2	1	9				0	9
	知的・肢体・病弱	2	1	1	4	5	2	3	10	14
	小計	8	3	2	13	5	2	3	10	23
合計		19	17	47	83	7	3	4	14	97

【表14：教育課程別在籍者数】  
(別府支援学校本校・石垣原校)

また、病弱特別支援学校では、小・中・高等学校に準ずる教育課程（I 課程）で学んでいる「病弱」の児童生徒が約半数を占めている。その一方で、知的障がいと重複した障がいがあり、その障がいの状態が重度のため、各教科等を合わせた指導<sup>\*17</sup>や自立活動を中心とした教育課程（III・IV 課程）で学ぶ児童生徒が39.2%と4割程度在籍している。

- ・ I 課程：小・中学校、高等学校に準ずる教育課程
- ・ II～IV 課程：知的障がい特別支援学校の教育に準ずる教育課程
- ・ II 課程：教科別の指導中心
- ・ III 課程：各教科等を合わせた指導中心
- ・ IV 課程：自立活動中心

\*16 生まれつきの脳機能障がいにより発達に凸凹が生じるもので、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害などが含まれる。適切な教育により、社会へ適応することができる。

\*17 各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて行う指導のこと。知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この指導を行うことが効果的であることから、従前、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されている。

## イ 課題

病弱特別支援学校では、増加している精神疾患関連の診断がある児童生徒への対応が喫緊の課題となっている。

生活リズムの乱れから学校を休みがちであったり、学習活動への意欲が低いなどの様子があり、学習が遅れた状態で地域の学校から転入学してくることも多い。このような場合には、教育の側面からだけでなく、医療面からのアプローチも必要である。

教員だけが対象となる子どもへの指導を抱え込むのではなく、精神科医、スクールカウンセラー<sup>\*18</sup> やスクールソーシャルワーカー<sup>\*19</sup> との連携も検討する必要がある。

また、肢体不自由の児童生徒と同様、障がいの状態に応じた自立活動の指導とともに、学力向上をめざした教科学習の保障が求められる。

一方、障がいが重度であったり、重複したりしている場合、訪問教育等の実施が必要になることも考えられる。

そのような場合、児童生徒の経験を広げるためのタブレット型端末等のICT機器の活用など多様な学習方法の工夫も求められる。

---

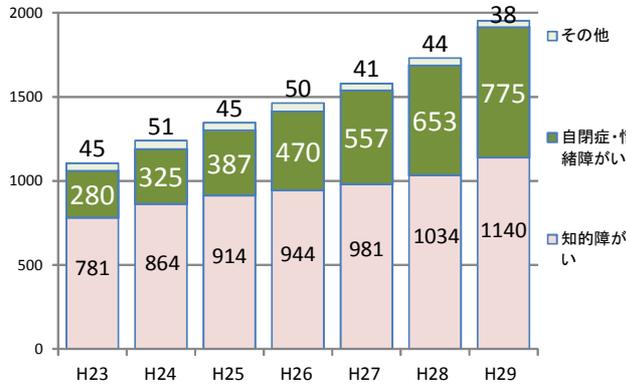
\*18 臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員など、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として、専門性を有した者。児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。

\*19 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

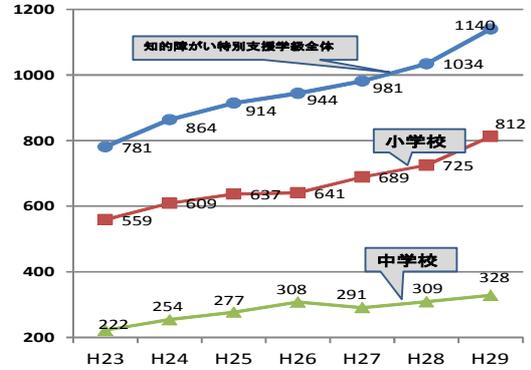
## ⑤知的障がい

### ア 現状

県内に設置されている知的障がいの特別支援学級は、小学校等219学級812名在籍、中学校等102学級328名在籍という状況である。特別支援学級を障がい種別に比較してみると知的障がいの特別支援学級の数、在籍者数が最も多く、また年々増加している。

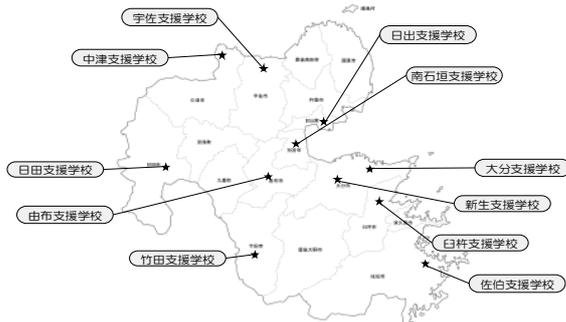


【図6：特別支援学級在籍者数の推移】

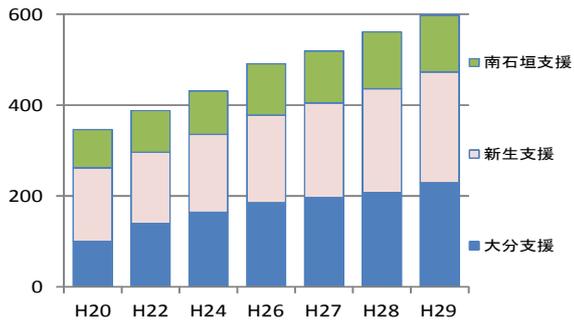


【図7：知的障がい特別支援学級在籍者数の推移】

県立の知的障がい特別支援学校は県内に11校設置されている。大分市や別府市の県立知的障がい特別支援学校では、児童生徒数が増加し、校舎の狭隘化等が課題となっている。

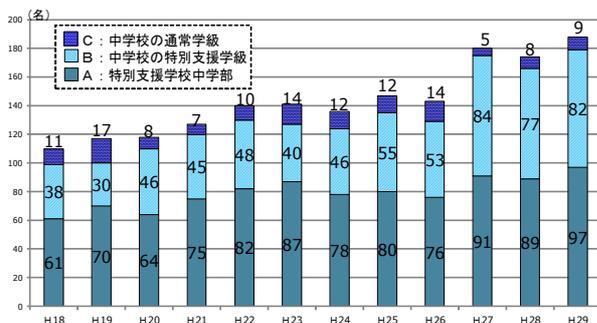


【図8：県立特別支援学校（知的障がい）の配置】

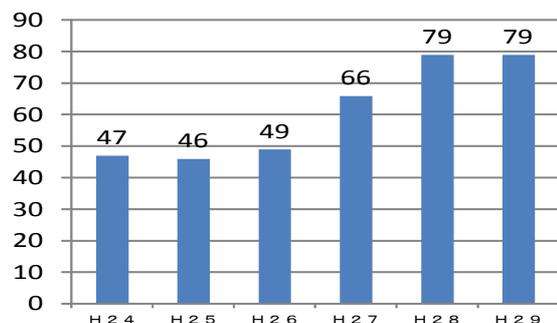


【図9：大分市・別府市の知的障がい特別支援学校在籍者数の推移】

高等部から特別支援学校へ入学してくる生徒数は年々増加の傾向で、新入学者の入学前の在籍は、特別支援学校中学部と中学校の在籍者がほぼ同数となっている。一方で、医療的ケアを必要とする児童生徒も増加し、比較的障がいの軽度な生徒から、多様な障がいの子ども達が在籍している。



【図10：知的障がい特別支援学校高等部入学者数推移】



【図11：医療的ケアを必要とする児童生徒数（知的障がい特別支援学校）】

「おおいた地域医療支援システム構築事業」の平成28年度小児科分野の実践報告書によれば、大分県内で、未就学の子どもの各年齢ごとに10人程度は、重症心身障がい在宅医療のニーズがあるとされている。この報告書の対象者の多くは、特別支援学校への就学が予想され、医療的ケアを必要としている子どもも多い。このような実態から、今後、医療的ケアを必要とする児童生徒は、増加していくことが考えられる。

知的障がい特別支援学校の教育課程は、在籍する児童生徒の実態、地域の状況などに合わせて、各学校で作成されている。各校の教育課程を比較すると小学部2年生、知的障がい単一障がいの児童の「国語」の年間授業時間数が105時間という学校と52.5時間という学校があるなど、指導の形態ごとの指導時間数が学校によってかなり差がある。

知的障がい特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許保有率は年々上昇し、比較的高い数値を示している。しかし、高等部では80%台が5年続くなど、学部によりその保有率には差が見られる。

	H25			H26			H27			H28			H29		
	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高
教諭数	163	139	198	163	137	204	162	143	206	163	145	218	168	148	231
保有者	156	121	171	156	125	172	158	126	167	161	132	179	165	135	198
保有率	95.7%	87.1%	86.4%	95.7%	91.2%	84.3%	97.5%	88.1%	81.1%	98.8%	91.0%	82.1%	98.2%	91.2%	85.7%
総計	89.6%			89.9%			88.3%			89.7%			91.0%		

【表15：知的障がい特別支援学校11校における特別支援学校教諭免許状保有率の推移】

## イ 課題

小・中学校等の特別支援学級においては、比較的知的障がいの程度が軽度の児童生徒と特別支援学校への就学基準に該当する程度の児童生徒が同じ学級で学ぶ場合も考えられ、担当する教員には、学級経営、個別の指導計画立案から授業実践や関係機関との連携等に対する高い専門性やスキルが求められる。

一方、特別支援学校では、現推進計画により、全ての知的障がい特別支援学校に高等部が設置され、各学校で教育課程の改善、教育内容の整備、キャリア教育の充実等、小学部、中学部、高等部の一貫性ある指導体制の確立を進めてきた。しかし、その取組は、各学校内での共通理解にとどまり、学校間の差が大きい。これは、教育課程の方針や時数配当の根拠などが明確でなく、改善の視点が共有しにくいことが原因と思われ、教育目標を実現するために学習指導要領に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくというカリキュラム・マネジメント<sup>\*20</sup>を確立させることが課題となっている。

また、中学校等を卒業して高等部に入学してくる生徒数が増える一方で、医療的ケアを必要とする児童生徒数も増加しており、多様なニーズに応える教育が求められる。

\*20 中教審答申では「子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくこと」と示されている。

⑥幼稚園、小・中学校等、高等学校における多様な障がい

ア 現状

小・中学校等の特別支援学級、通級による指導、通常の学級とあらゆる教育の場に、特別支援学校への就学基準となる障がいの程度に該当する幼児児童生徒（表18）から、診断はされていないが困りのある幼児児童生徒（表16）まで、多様な障がいのある子どもが在籍している。

その結果、担当する教員は障がい種別の特性を学ぶとともに、障がいの程度に応じた様々な指導方法を検討する必要が生じている。

また、小・中学校等の通常の学級には、特別支援学級への在籍や通級による指導の利用が適当な児童生徒（表19）も在籍している。

H28	自閉症類	ADHD	LD	その他障がい	何らかの困り
幼稚園	61	26	1	45	266
小学校	356	241	42	98	4,125
中学校	121	114	22	46	1,553

【表16：通常の学級に在籍する子どもの障がいの状況】

H29	知的	自閉症・情緒	肢体不自由	言語	難聴	病弱	弱視
小学校	812	547	12	8	9	6	1
中学校	328	228	1	0	3	2	0

【表17：特別支援学級の障がい種別在籍者の状況】

H28	視覚	聴覚	肢体	病弱	知的	重複
特別支援学級（小学校）	0	0	5	1	280	5
通級教室（小学校）	0	1	0	0	0	0
通常の学級（小学校）	0	1	3	0	2	0
特別支援学級（中学校）	0	1	2	0	109	5
通級教室（中学校）	0	0	0	0	0	0
通常の学級（中学校）	0	1	0	0	2	0

【表18：特別支援学校への就学基準の障がいの程度に該当する児童生徒の在籍状況】

		H26	H27	H28	H29
中学校	①特別支援学級の申請不可	18	7	19	37
	②通級教室の申請不可	15	14	13	7
	③通級教室（小）からの進学	17	19	37	23
	④特別支援学級（小）からの進学	13	11	21	22
小学校	⑤通級教室の申請不可	10	13	18	1
	⑥特別支援学級の申請不可	35	34	59	142

【表19：通常の学級に在籍する児童生徒の障がいの程度】

中学校卒業後は、通常の学級から特別支援学校へ進学する生徒（表20-①）や、特別支援学級から特別支援学校（表20-②）、高等学校（表20-③④）へと進学する場合があります、進路選択が多様化している。

	H26	H27	H28	H29
①通常の学級 → 高等部	14	5	8	9
②特別支援学級 → 高等部	53	86	73	82
③特別支援学級 → 公立高等学校	23	24	27	44
④特別支援学級 → 私立高等学校		40	50	37
⑤通級教室 → 高等部	0	0	0	0
⑥通級教室 → 公立高等学校	1	2	0	3
⑦通級教室 → 私立高等学校		4	4	7

【表20：中学校卒業後の進路状況】

## イ 課題

小・中学校等の特別支援学級、通級による指導、通常の学級のいずれにも特別支援学校への就学基準である障がいの程度に該当（学校教育法施行令 22 条の 3 に該当）する児童生徒が在籍していることから、それぞれの担当教員も、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の子どもを教育する特別支援学校の指導内容とその指導方法を理解しておく必要がある。

また、幼稚園、高等学校等を含む通常の学級には、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍しているという前提で、自閉症スペクトラム障がい<sup>\*21</sup>、学習障がい者<sup>\*22</sup>（Learning Disabilities 以下「LD」という）又は注意欠陥多動性障がい<sup>\*23</sup>（Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder 以下「ADHD」という）などの発達障がいに対する理解とその対応ができるようにしておく必要もある。

特別支援学級では、当該学年の教育課程を基本としながら、その一部から全てを特別支援学校の教育課程を参考にして、障がいの状況に応じた妥当性のある教育課程編成が求められる。特に、知的障がいに応じた教科指導の在り方、自閉症・情緒障がいに応じた自立活動の指導の在り方について、指導力の向上が求められる。

通級による指導では、障がいによる困難を改善・克服するための自立活動の時間の指導の在り方と、教科指導の在り方を徹底する必要がある。

そして、多くの通常の学級において、教員に個別の指導計画を作成する力が求められ、特別支援学級や通級による指導では、保護者の了解を得つつ、関係機関と連携し、個別の教育支援計画を作成する能力と、保護者と合意形成した上で、合理的配慮を提供できるようになることも求められる。

また、幼稚園、小学校段階より障がいの状況に応じた進路実現を意識し、障がい福祉サービスの利用を含め、様々な進路選択に対応できる早期からの進路指導も重要となる。

---

\*21 相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り（こだわり）の 3 つが特徴として現れ、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障がいが含まれる。

\*22 全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の事柄のみが難しい状態。

\*23 発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が、7 歳までに現れ、学童期の子どもには 3～7% 存在し、男性は女性より数倍多いと報告されている。

## (2) 方向性

### ①幼稚園、小・中学校等、高等学校

- 特別支援学校や外部機関等の専門性の高い外部人材を活用するためのネットワークづくりが必要である。
- 特別支援学校と特別支援学級が連携して研究授業を行うなど効果的な研修の実施を検討する必要がある。
- 新学習指導要領に対応し、幼稚園、小・中学校等、高等学校に在籍する障がいのある全ての幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、質の高い教育を保障する必要がある。
- 特別支援教育の専門性は、これからの学校教育を担う教員に身に付けてほしい資質である。小・中学校等、高等学校における特別支援学校教諭免許状保有率の向上が望まれる。特に、小・中学校等の特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員に対しては、特別支援学校教諭免許状保有率100%をめざした具体的方策が求められる。

### ②特別支援学校

#### 〈特別支援学校教諭免許状の保有〉

- 教員が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることで、必要な最低限の専門性を担保するという意味では、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率は100%となるべきである。また、それぞれの障がい種の専門性担保のためには、該当する障がい種の免許状保有率の向上が必要であり、免許状保有率向上に向けた具体的方策の検討が求められる。

例) 在勤2年以上の教員は、特別支援学校の免許取得必須とし、盲学校・聾学校においては、それぞれ視覚障がい教育領域・聴覚障がい教育領域の免許取得を必須とする など

#### 〈医療機関との連携の充実〉

- 学校において医療的ケアを必要とする子どもへの対応については、医療機関とのより密接な連携が必要である。

#### 〈「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進〉

- 「個別の指導計画」作成はできているが、その内容の充実のための以下のような方策の検討が必要である。
  - ・各障がい種の専門性のある指導教諭を配置することで、授業研究会や校内研修の質を向上させるなど、OJT<sup>\*24</sup> (On-the-Job Trainig) を活用した充実策

---

\*24 職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、職務に必要な能力を組織的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

- ・「自立活動」の指導充実のために、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、摂食指導の専門家等、外部専門家と連携した授業改善や授業観察、個別の指導計画の作成

#### 〈カリキュラム・マネジメント〉

- 主幹教諭、指導教諭、学部主事、教務主任等の役割を明確にし、「個別の指導計画」における組織的なPDCAサイクル<sup>\*25</sup>を確立することが必要である。  
そのためには、学部・学年移行に伴い確実に指導が継続される体制作りや初めて特別支援学校に勤務する教員に対する初年度研修の充実も検討する必要がある。
- 新学習指導要領等の趣旨に基づいた教育課程改善を全体的に推進することが必要である。  
例えば以下のような取組が考えられる。
  - ・新学習指導要領等の趣旨の周知・徹底
  - ・主幹教諭<sup>\*26</sup>等が参加するカリキュラム・マネジメント研究協議会（仮称）で、各学校が標準的に行うべき教育課程改善、授業改善の視点等を協議、提案
  - ・カリキュラム・マネジメントや主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研究と学校現場における成果の共有
- 多様なニーズに対応する教育課程の在り方の検討が求められる。  
例えば、重複障がいのある児童生徒に対し、自立活動を主とした教育課程で学ぶことを前提とするなど既存の枠組みに当てはめるのではなく、個々の学習習得状況の把握に努め、最適な指導形態を選択するなど、適切な教育課程編成に努める必要がある。

---

\*25 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のひとつ。学校においては、下記の1～4段階の頭文字をつなげたものでこれを繰り返し、サイクルを向上させることによって継続的に改善しようとする考え方。

- 1.Plan：学校における教育課程や、各教科等の学習活動の目標や内容、評価規準や評価方法等、評価の計画も含めた指導計画や指導案の組織的な編成・作成
- 2.Do：指導計画を踏まえた教育活動の実施
- 3.Check：児童生徒の学習状況の評価、それを踏まえた授業や指導計画等の評価
- 4.Action：評価を踏まえた授業改善や個に応じた指導の充実、指導計画の改善

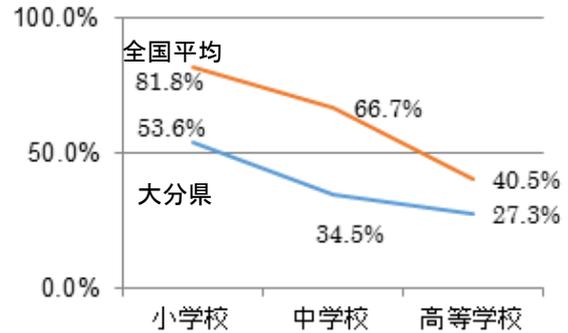
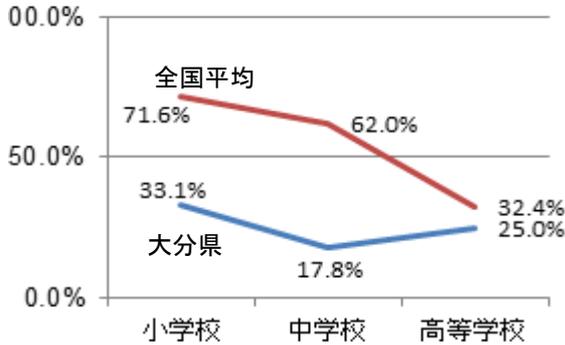
\*26 その役割は、校長及び副校長、教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどることである。

## 2 全ての教職員を対象とした研修

### (1) 現状と課題

#### ①現状

平成28年度文部科学省特別支援教育体制整備状況調査では、大分県における小・中学校等の通常の学級及び高等学校での「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成状況が著しく低くなっている。



【図12:通常の学級 個別の教育支援計画作成率 (H28)】 【図13:通常の学級 個別の指導計画作成率 (H28)】

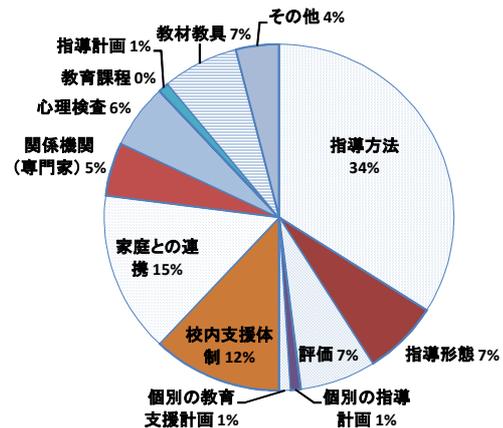
一方、平成27年度同調査（平成28年度未実施）によると、県内教員の特別支援教育に関する研修受講状況は全国値を上回っている。平成25年度より3ヵ年実施した小・中学校等及び高等学校の全教職員を対象にした年間6回の特別支援教育基礎研修の成果が現れている。

特別支援教育に関する 研修の受講状況 (H27)	受講率	
	全国	大分県
幼稚園(公立)	89%	91%
小学校	87%	92%
中学校	77%	87%
高等学校(公立)	71%	77%

【表21:研修の受講状況 (H27)】

平成28年度の巡回相談は3,108件であり、小・中学校等、高等学校からの相談は2,413件であった。そのうち、1,955件(81%)が通常の学級や高等学校からの相談依頼であった。

右の円グラフは、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター<sup>\*27</sup>による小・中学校等及び高等学校への巡回相談における内容を示している。相談の内容は「指導方法」「校内支援体制」「家庭との連携」に関するものが、総相談



【図14:巡回相談の内容内訳 (H28)】

\*27 特別な支援が必要な児童生徒への対応のため、医療機関や福祉機関と連携・協力をしたり、学校外の専門家による指導・助言を受けるなど児童生徒のニーズに応じた教育を展開していくための推進役としての役割ですべての校種で任命されている。特に特別支援学校では、各学校の教員の専門性や施設・設備を活かし、地域における特別支援教育に関する相談のセンター的な機能を推進する役割がある。

件数の61%（4,480件：複数回答可）であり、直面する幼児児童生徒に関する課題への対応が多く、指導のよりどころとなる「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に関する相談は、全体の2%であった。

## ②課題

「障がいに対する指導方法を、家庭と連携しながら、校内で共通理解し、組織的に対応すること」が小・中学校等、高等学校の課題となっている。小・中学校等及び高等学校で、特別支援教育の窓口として学校内外の関係者との連絡調整の役割を担い、推進役となる特別支援教育コーディネーターは全ての学校にいるが、必要な専門性を十分には備えていると言いはれ、資質の向上を図る必要がある。

小・中学校等、高等学校では、「指導方法」での困りが大きく、実際指導の場面でどのように指導すればよいのかを課題とする教員が多い。障がいのある幼児児童生徒の指導を行う際は、知識だけでなく、実際の指導をとおした研修が必要となるため、その機会が少ないと考えられる。

また、小・中学校等、高等学校の教員は、障がいに関する基礎的な知識を理解しているものの、個々の児童生徒の特性に応じて指導方法や配慮事項を設定することが難しい状況がある。そのため、基礎的な研修の次のステップである教員の個別のニーズにあわせた研修が必要である。しかし、特別支援教育に関する研修を行う教育機関が限られている実態から、全教職員に及ばない現状がある。特別支援教育を実施する際、法令や参考となる資料等が広範囲にわたるため、その情報を小・中学校等、高等学校で把握することは難しい。必要となときに必要な情報を手に入れることが難しい現状である。

## (2) 方向性

### ①コーディネーター研修の在り方と県教育機関の機能向上

全ての幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、個々の幼児児童生徒の特性に応じた指導方法や配慮事項を身に付けるための集合研修を行い、在籍する学校内で普及する校内体制を整える。また、その小・中学校等を支援できる県教育機関の機能向上を図るための人材育成が急がれる。

### ②体験的・実践的研修

小・中学校等及び高等学校の「指導方法」での困りを解決するために、教育実習等の実績が豊富で、研究機関の機能を有する特別支援学校における実際の指導場面をとおした体験的研修を受けることができるよう検討を行う。

例えば、附属特別支援学校が行っている教育実習のノウハウを活かした研修システムの構築などが考えられる。

### ③ニーズに合わせた研修

教員の個別のスキル、経験、過去の研修内容など、教員一人一人に応じた研修内容を設定し、どこでもいつでもニーズに合わせた研修や相談を個別に受けることができる環境づくりが望まれる。

例えば、教育センターがすでに実施をしている研修や相談のさらなる有効活用が考えられる。

### ④情報の一元化

特別支援教育に関する資料や過去実施された大分県教育センター特別支援教育部及び教育庁特別支援教育課等で実施した研修資料をデータベース化し、校内での専門性の継承が難しい学校においても必要な情報を欲しいときに手に入れることのできる支援システムの導入が望まれる。

## Ⅱ 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備

### 1 施設・設備の充実

大分県長期教育計画では、「障がい種別の専門性等を踏まえた特別支援学校の在り方」を特別支援教育の充実にに向けた主な取組の一つとして位置付けている。

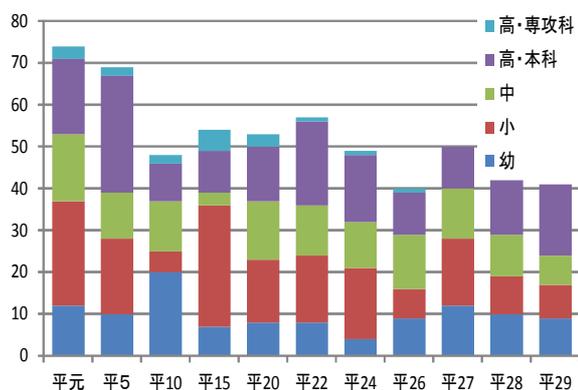
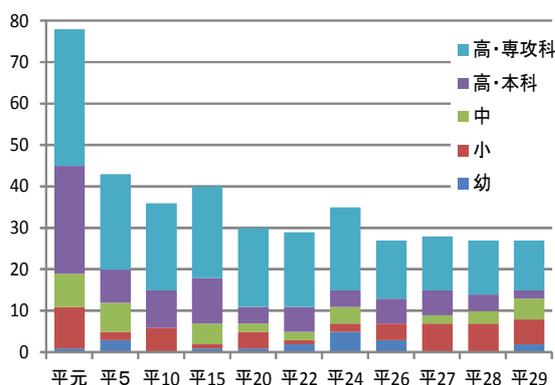
大分県の特別支援学校における現状と課題を整理し、今後の在り方について考察する。

#### (1) 現状と課題

##### ①障がいの状態に応じた安全安心な施設設備の充実

##### ア 視覚障がい・聴覚障がい特別支援学校

平成元年当時は両校とも80名近い子どもが在籍していたが、近年、盲学校は30名程度で、聾学校は40名から50名程度の在籍者数で推移している。



【図15】県立盲学校在籍者の推移

【図16】県立聾学校在籍者の推移

	学部	平元	平5	平10	平15	平20	平22	平24	平26	平27	平28	平29
		盲学校	幼	1	3	0	1	1	2	5	3	0
小	10	2	6	1	4	1	2	4	4	7	7	6
中	8	7	0	5	2	2	4	0	2	2	3	5
高・本科	26	8	9	11	4	6	4	6	6	6	4	2
高・専攻科	33	23	21	22	19	18	20	14	13	13	13	12
計	78	43	36	40	30	29	35	27	28	27	27	27
聾学校	学部	平元	平5	平10	平15	平20	平22	平24	平26	平27	平28	平29
	幼	12	10	20	7	8	8	4	9	12	10	9
	小	25	18	5	29	15	16	17	7	16	9	8
	中	16	11	12	3	14	12	11	13	12	10	7
	高・本科	18	28	9	10	13	20	16	10	10	13	17
	高・専攻科	3	2	2	5	3	1	1	1	0	0	0
計	74	69	48	54	53	57	49	40	50	42	41	

【表22】県立盲学校と聾学校の在籍者数の推移

盲学校は、全体的に在籍者数が減少、特に、幼稚部、小・中学部在籍者数が減少し、高等部の本科・専攻科の生徒が占める割合が高くなってきている。

聾学校は、各学部とも在籍者数は減少傾向で、県内でも人工内耳を装着する例が増えつつあり、地域の小・中学校等への就学を希望する子どもと保護者が増えてきていると推察する。今後、人数の減少が続けば空き教室が生じ、安全面での配慮がより必要となる。

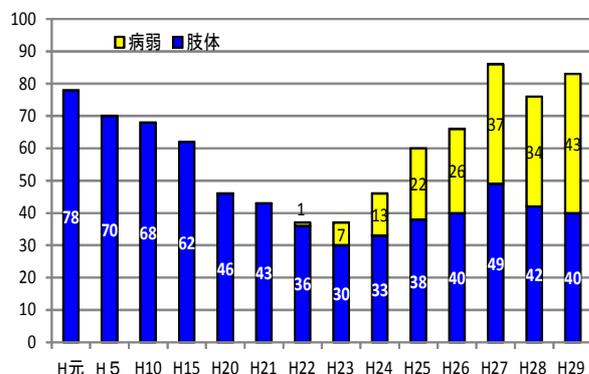
盲学校、聾学校は、それぞれ、県内で唯一視覚障がい者・聴覚障がい者に対する教育を行う学校であり、県内の視覚障がい者・聴覚障がい者に対する教育のセンター的機能を有する貴重な存在である。

その一方で、盲学校では平成16年度以降改修は行われておらず、聾学校でも普通教室棟以外は近年の改修はない。また、盲導鈴や視覚支援用モニター等、障がいに応じた最新の設

備はなく、センター的役割を果たすには、施設・設備の古さが目立つ。

## イ 肢体不自由・病弱特別支援学校

### a. 別府支援学校



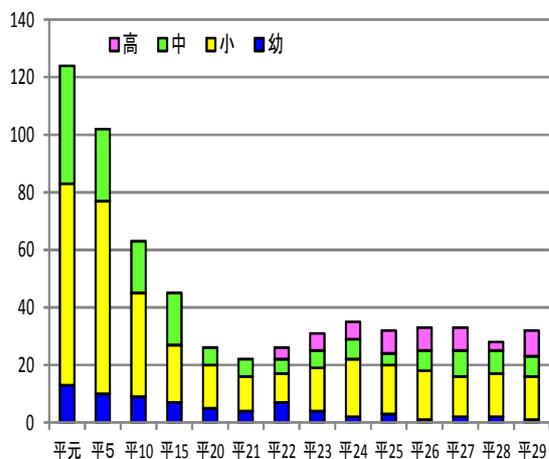
【図17：別府支援学校本校在籍者の推移】

平成20年3月に策定した「大分県特別支援教育推進計画」に基づき、家庭から通学できる病弱児も教育の対象に加え、平成22年度より受け入れを開始した。

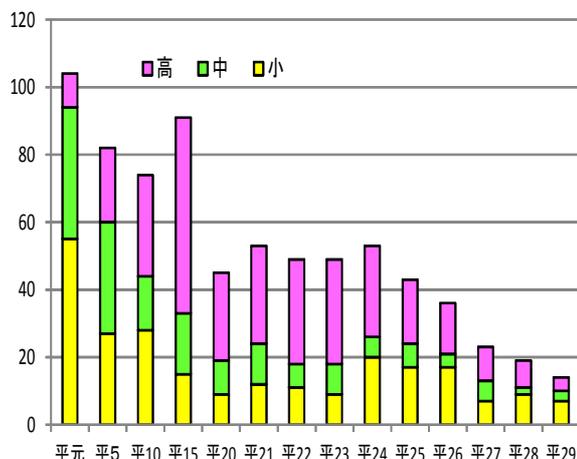
このことにより、肢体不自由児、病弱児ともに増加してきており、肢体不自由教育専門校から、近年増加している精神疾患の児童生徒の様態に応じたきめ細かな指導や支援を充実させることも求められる学校となっている。

このような児童生徒が、安心して教育を受けるためには、医療の立場からの専門的な助言や援助を適宜受けることができるような対策が必要である。

### b. 鶴見校及び石垣原校



【図18：別府支援学校鶴見校在籍者の推移】



【図19：別府支援学校石垣原校在籍者の推移】

別府支援学校本校と鶴見校・石垣原校では、在籍者数の差が著しく、鶴見校、石垣原校は、昭和50年代にそれぞれ140名程度であったが、在籍者数は徐々に減少している。

鶴見校、石垣原校ともに総学級数の減少に伴い、常時使用することがない普通教室が増えている。また、在籍数減少により子ども同士の関わりが少なく、活気に欠けるという面も課題としてある。

学校名	施設設備		学級数								
	普通学級数 (教室)	特別教室数 (教室)	項目	年度							
				H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
鶴見校	29	11	総学級数 (学級)	14	16	16	15	15	17	12	14
			重複障がい学級数 (学級)	9	13	11	12	13	15	10	11
石垣原校	27	22	総学級数 (学級)	16	18	21	17	13	12	11	8
			重複障がい学級数 (学級)	7	10	13	13	10	8	6	6

【表23：鶴見校・石垣原校の学級数の推移】

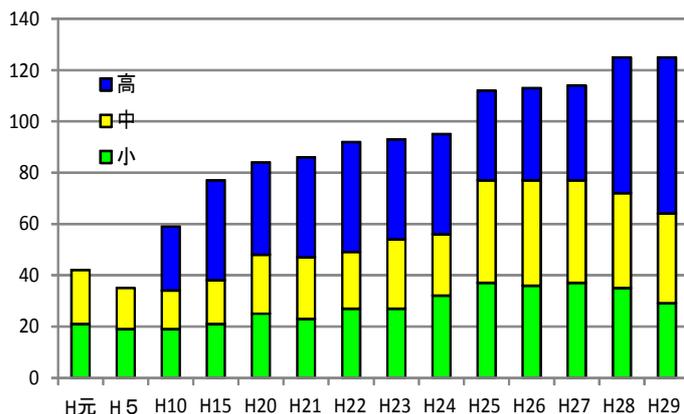
また、鶴見校では約9割、石垣原校では約7割の児童生徒が、複数の障がいを併せ有しており、重複障がい学級に在籍している。

## ②知的障がい特別支援学校の教室不足の解消

### ア 別府市内

別府市内には、知的障がい特別支援学校として、南石垣支援学校が設置されている。

南石垣支援学校では、高等部設置以降、在籍者数が徐々に増加しており、平成29年度は小学部29名、中学部35名、高等部61名の計125名が在籍している。



【図20：南石垣支援学校の在籍者数推移】

現在の在籍者数、学級数は、大分市内の新生支援学校、大分支援学校に次ぐ県内3番目となっている。

しかし、運動場の敷地面積、体育館の床面積ともに知的障がい特別支援学校の中で最も狭く、高等部生徒の体育や、全校児童生徒による運動会の実施の際は、身体接触などによる事故の回避という安全面が優先となり、十分な活動が保障できていない。

体力の向上、運動能力の向上のために多様な運動を行いたい、運動場や体育館の広さの制限から、他の特別支援学校と同じような取組は難しい状

	運動場面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)
宇佐支援	3,185	1,814
	37.5㎡/人	21.3㎡/人
中津支援	16,383	1,432
	188.7㎡/人	16.5㎡/人
日出支援	7,192	679
	93.4㎡/人	8.8㎡/人
南石垣支援	2,250	330
	18㎡/人	2.6㎡/人
由布支援	3,655	440
	69㎡/人	8.3㎡/人
新生支援	4,343	1,194
	19㎡/人	5.2㎡/人
大分支援	2,796	540
	13.5㎡/人	2.6㎡/人
臼杵支援	6,008	575
	122.6㎡/人	47.7㎡/人
佐伯支援	3,130	557
	49.7㎡/人	8.8㎡/人
竹田支援	5,195	399
	106㎡/人	8.1㎡/人
日田支援	3,950	540
	62.7㎡/人	8.6㎡/人

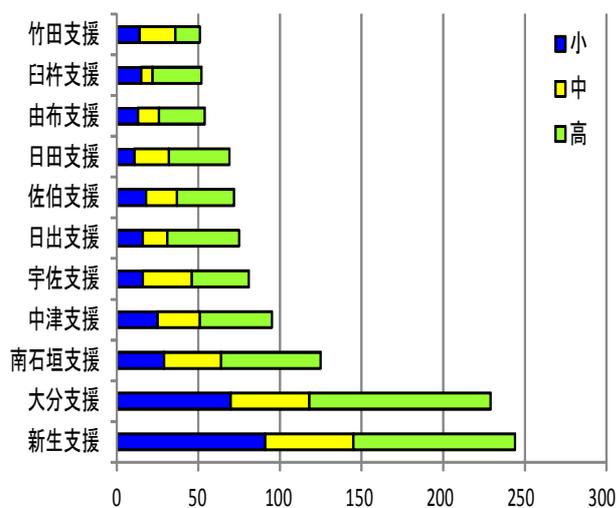
【表24：知的障がい特別支援学校の校舎等面積】

況である。

そこで、これまで制限されてきた体育の種目に広がりをもたせて運動能力の向上を図ることや一般就労<sup>\*28</sup>をするために必要な要件の一つである体力の向上を意図した教育活動の展開、また、卒業後の余暇活動にもつながる活動の提供のための施設設備の充実が課題である。

## イ 大分市内

大分市内には、知的障がい特別支援学校として、新生支援学校、大分支援学校の2校が設置されており、この2校の在籍者数は、県内でも突出して多い。



【図21：知的障がい特別支援学校の在籍者数】

2校とも、一人あたりの校舎面積がとても狭く、一人あたりの校舎面積が最大である臼杵支援学校と比較すると新生支援学校27.6%、大分支援学校26.7%である。

両校とも教室不足の状況が続いており、応急措置として普通教室を間仕切って複数学級を置いたり、教材保管室や更衣室などを整えて学習場所として使用したりしている。

	校舎建延面積 (㎡)	運動場面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)
宇佐支援	4,791	3,185	1,814
	56.4㎡/人	37.5㎡/人	21.3㎡/人
中津支援	8,373	16,383	1,432
	96.2㎡/人	188.7㎡/人	16.5㎡/人
日出支援	3,671	7,192	679
	47.7㎡/人	93.4㎡/人	8.8㎡/人
南石垣支援	6,232	2,250	330
	49.9㎡/人	18㎡/人	2.6㎡/人
由布支援	2,659	3,655	440
	50.2㎡/人	69㎡/人	8.3㎡/人
新生支援	7,154	4,343	1,194
	31.2㎡/人	19㎡/人	5.2㎡/人
大分支援	6,266	2,796	540
	30.3㎡/人	13.5㎡/人	2.6㎡/人
臼杵支援	5,492	6,008	575
	112.1㎡/人	122.6㎡/人	47.7㎡/人
佐伯支援	3,026	3,130	557
	61.8㎡/人	49.7㎡/人	8.8㎡/人
竹田支援	4,276	5,195	399
	87.3㎡/人	106㎡/人	8.1㎡/人
日田支援	5,848	3,950	540
	92.8㎡/人	62.7㎡/人	8.6㎡/人

【表25：知的障がい特別支援学校の校舎等面積】

### 【平成28年度の教室不足数】

新生支援 12教室  
大分支援 7教室

\*28 障がい者の就労形態の一つ。一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労することをいう。

また、新生支援学校は、重複障がいのある児童生徒の在籍数が多くなっている。車いす等を利用する肢体不自由のある児童生徒も多く、車いすがぶつからないようなゆとりある学習スペースを確保する必要がある。児童生徒に対して安全でゆとりがあり、多様な障がいの状態に応じた教育活動が展開できる環境の確保が課題である。

	宇佐	中津	日出	南石垣	由布	新生	大分	臼杵	佐伯	竹田	日田	合計
全体	81	95	75	125	54	244	229	52	72	51	69	1147
重複障がいのある児童生徒数	21	25	15	15	7	71	34	15	17	8	21	249

【表26：在籍者数と重複障がいのある児童生徒数】

### ③新たな教育環境（高等特別支援学校）の整備

12ページで示したように、特別支援学校高等部においては、軽度の知的障がいのある生徒と知的障がいの程度が重度、又は障がいが重複している生徒や医療的ケアが必要な生徒とが在籍しており、卒業後の社会参加や職業自立に向けた多様な教育的ニーズが求められている。

表27は、知的障がい特別支援学校高等部の入学前の在籍校について、各年度の内訳を表したものであるが、この表から分かるように、中学校（特別支援学級、通常の学級）から入学する生徒の数が近年増えてきている。

入学前の在籍／年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学校中学部	64	75	82	87	78	80	76	91	89	97
特別支援学級	46	45	48	40	46	55	53	84	77	82
通常の学級	8	7	10	14	12	12	14	5	8	9
計	118	127	140	141	136	147	143	180	174	188

【表27：高等部入学者の前籍校の内訳】

また、これらの中学校からの入学者は比較的知的障がいの程度が軽度であり、表28のように高等部卒業後に一般就労をする生徒の半数以上は、中学校からの進学者である。

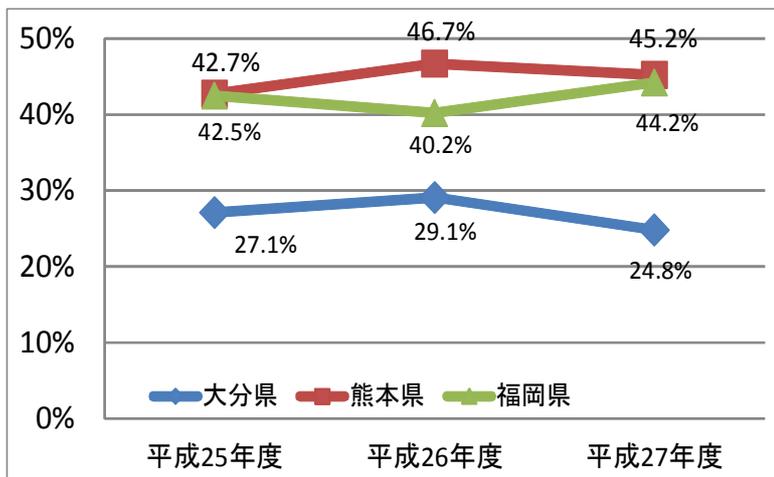
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高等部卒業後に一般就労した人数(a)	29人	34人	37人
(a)の内、前籍校が中学校の人数(b)	17人	23人	25人
(a)に占める(b)の割合	58.6%	67.6%	67.6%

【表28：一般就労した者の内、中学校出身者の占める割合】

他県の高等部卒業後の進路状況を見てみると、九州では熊本県や福岡県が図22のように高等部卒業後の一般就労者の割合が非常に高い。

この2県では、軽度の知的障がいのある生徒を対象として、専門的な職業教育等を行う高等特別支援学校<sup>\*29</sup>を設置しており、生徒の職業能力の向上を図り、生徒が希望する企業や事業所への就労につなげる職業教育が行われている。

高等特別支援学校は、主に職業自立や社会自立ができる生徒の育成を教育理念とし、職業教育に重点を置いたカリキュラムを編成した教育を行い、高等部のみが設置されているのが特徴である。



【図22：九州県内における一般就労率（知的障がい）】

（参考）高等特別支援学校における専門学科の授業風景



クリーニング



ビル・クリーニング



福祉介護

## （2）方向性

### ①盲学校・聾学校・別府3校（別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校）の在り方

- 障がい種ごとの教育充実を見据えた学校の在り方を検討し、適切な再編を行う必要がある。
- その際、医療療育機関併設校ならではの利点を生かすことや、障がい種ごとの専門性の継承などを考慮する。
- また、それぞれの学校内の共有だけではなく、大分県特別支援学校の教育の一層の充実という面にも留意する。

\*29 高等部単独の特別支援学校。知的障がいの高等特別支援学校の場合、職業自立・社会自立ができる生徒の育成をめざし、工業、商業、家政等の職業教育に重点を置いたカリキュラムを編成して専門的な教育を行う。

### 〈盲学校、聾学校〉

- ・視覚障がい教育、聴覚障がい教育それぞれの専門性を継承し、近年の就労職種の動向を参考とした職業教育の充実などをめざした学校の再編を行う。  
例えば、聾学校に、介護福祉士をめざすコースを設置する など
- ・複数の障がい種を対象とし、部門別運営<sup>\*30</sup>を導入している特別支援学校の教育効果の研究及び本県での導入を検討する。

### 〈別府支援学校本校、鶴見校、石垣原校〉

- ・肢体不自由児、病弱児、重症心身障がい児に対する指導・支援の充実、各校の活性化を図るため、医療療育機関との連携による専門性の向上、肢体不自由教育、病弱教育それぞれの充実をめざした再編を行う。具体的には、以下のような方向が考えられる。  
→肢体不自由児、重症心身障がい児の教育充実のため、現在、別府支援学校本校で受け入れている肢体不自由児を、鶴見校で受け入れる。  
→病弱児、重症心身障がい児の教育充実のため、現在、別府支援学校本校で受け入れている病弱児を、石垣原校で受け入れる。

## ②知的障がい特別支援学校の在り方

- 南石垣支援学校の運動場、体育館等の狭隘化を解消するためには、校地の移転が一つの方策として考えられるが、南石垣支援学校を移転する場合、「通学の利便性」「交流及び共同学習に取り組みやすい環境」などの利点に留意する必要がある。
- 大分市内の大分支援学校、新生支援学校の教室不足については、抜本的解消策が必要である。

### 〈南石垣支援学校〉

- ・「通学の利便性」「交流及び共同学習に取り組みやすい環境」などの利点の確保を最優先し、校舎建て替え等の方策を講じることが望ましい。

### 〈新生支援学校、大分支援学校〉

- ・教室不足を解消し、児童生徒に対して安全でゆとりのある環境を確保のため、特別支援学校新設を含めた対策を講じることが望まれる。

## ③新たな教育環境（高等特別支援学校）の整備

- 知的障がい特別支援学校では、それぞれの高等部で在籍生徒の障がいの状態、進路希望を踏まえた職業教育の充実に取り組み、一般就労の全国平均値に近づく成果を上げているが、一層の充実のためには、他県の高等特別支援学校の取組を参考とした対策が必要である。
- 特別支援学級在籍生徒を中心に、中学校等卒業生の特別支援学校高等部への志願者数の増加が今後予想される中、一般就労を希望する生徒一人一人の職業能力向上を図り、希望に応じた進路達成をめざすため、これらの生徒の職業能力を一層向上させ、進路希望達成につながる教育を行う高等特別支援学校の設置が望まれる。

---

\*30 「視覚障がい部門」、「知的障がい部門」等の「教育部門」を設け、複数の障がいに対応する併設型特別支援学校。

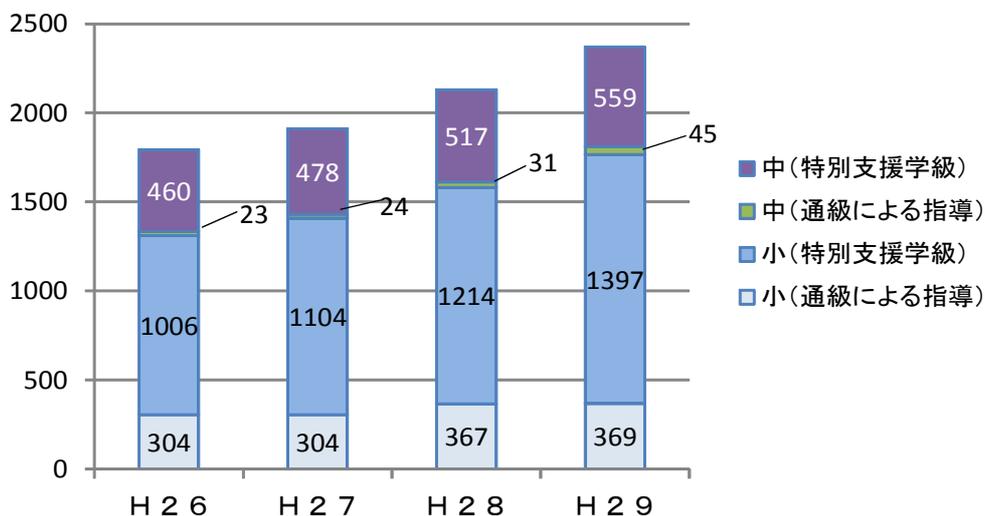
## 2 小・中学校等、高等学校における教育環境

特別支援教育は、特別支援学校に限らず全ての校種において推進していく必要がある。

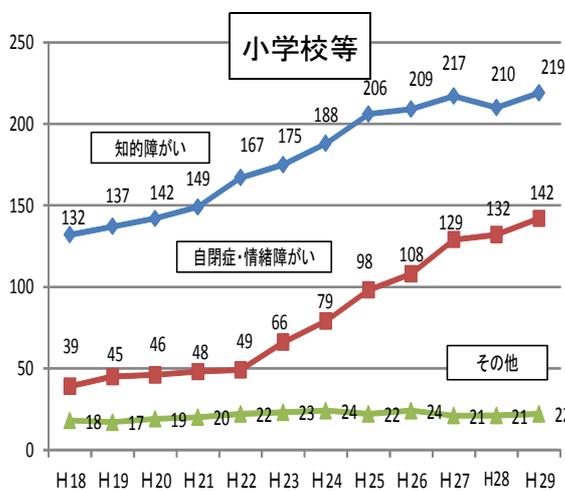
小・中学校等、高等学校における教育環境の現状と課題から、今後の教育環境整備の方向性を考察する。

### (1) 現状と課題

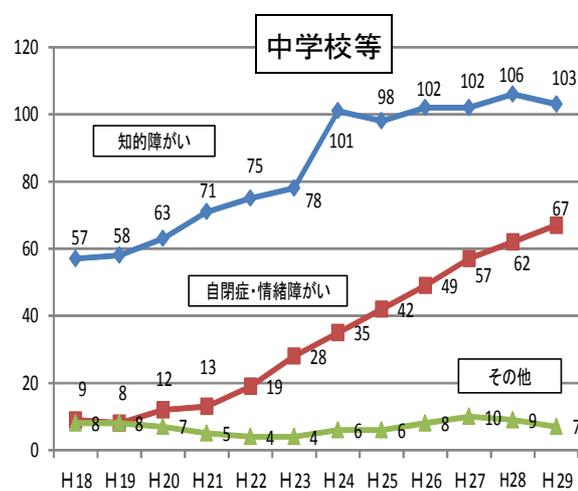
#### ①小・中学校等の特別支援学級・通級による指導の教室



【図23：特別支援学級・通級による指導の教室数推移】

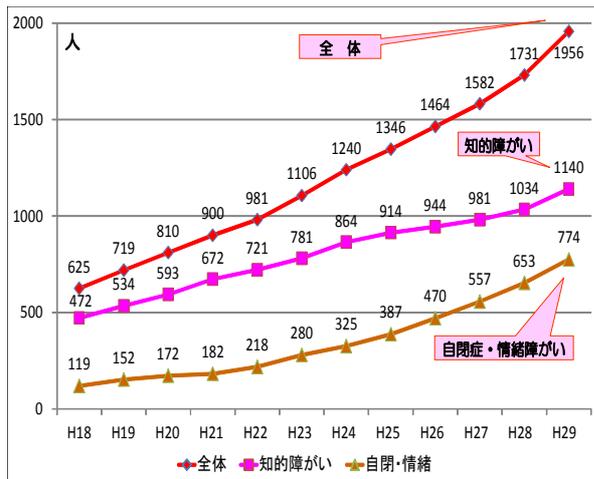


【図24：特別支援学級数の推移（小学校等）】

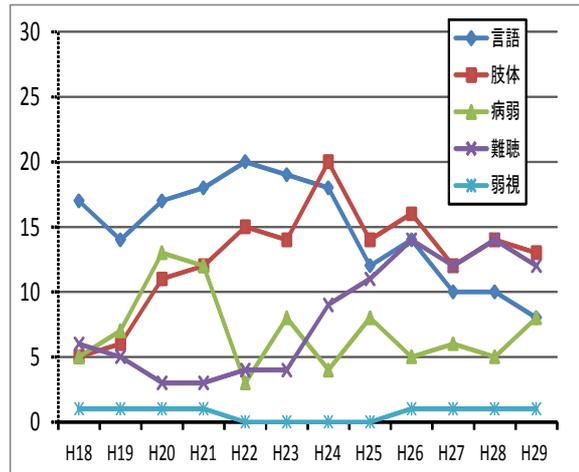


【図25：特別支援学級数の推移（中学校等）】

小・中学校等ともに、特別支援学級の対象となる障がい種別の中でも、自閉症・情緒障がいの特別支援学級の増加が顕著となっている。



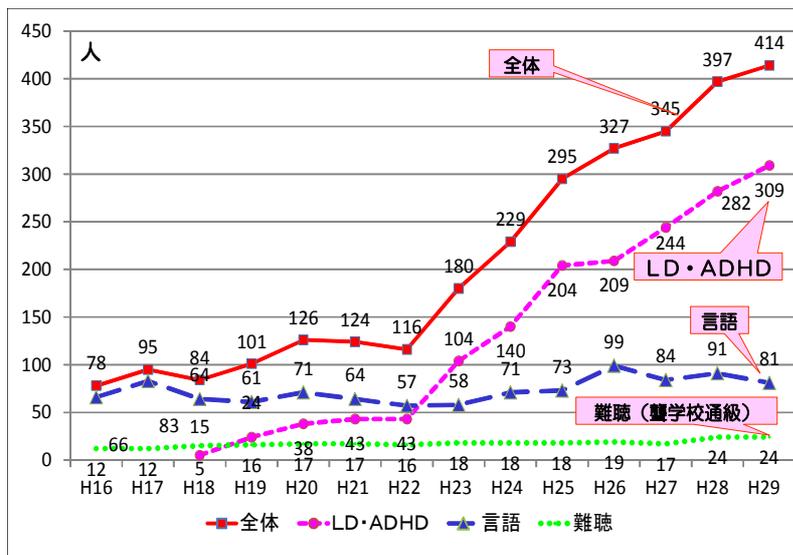
【図26：特別支援学級在籍者数の推移】  
(全体 知的障がい 自閉症・情緒障がい)



【図27：特別支援学級在籍者数の推移】  
(その他の障がい)

特別支援学級や通級による指導の教室に在籍する児童生徒数も年々増加している。特に知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍者の増加が顕著になっている。

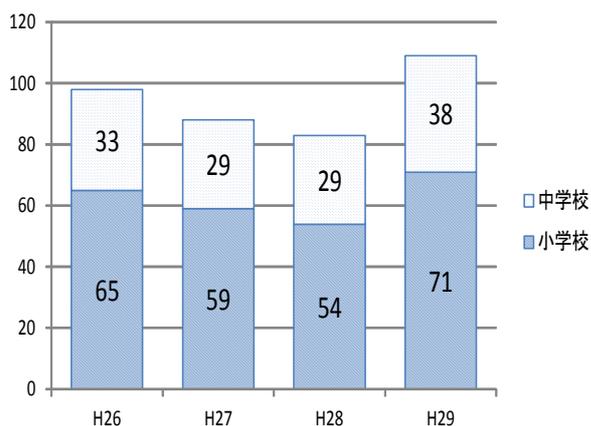
一方、言語障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、弱視の特別支援学級の在籍者数は少数であり、減少傾向を示している。



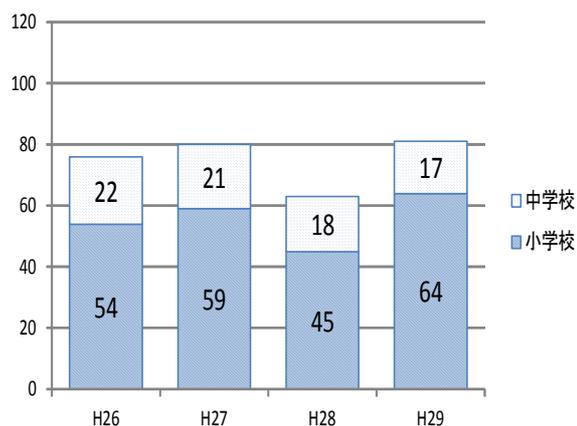
【図28：通級による指導を受ける児童生徒数の推移】  
(全体 LD・ADHD 言語 難聴)

通級による指導については、平成19年度に自閉症、情緒障がい、LD又はADHDの児童生徒が通級による指導の対象となったことに伴い、本県では、従来から開始していた言語通級教室に加えて、LD・ADHD通級指導教室による指導を開始している。

通級による指導を利用する児童生徒数は、年々増加してきており、特に自閉症、情緒障がい、LD又はADHDの児童生徒を対象とした通級による指導を利用する人数が多い。



【図29：特別支援学級の申請学級数の推移】



【図30：通級による指導の申請教室数の推移】

大分県では、前述のように平成23年度から特別支援学級を200学級増設し、平成27年度で計画を終了した。しかしその後も、新規に特別支援学級設置を希望する学校数は増加しているが、平成28年度以降は申請数に対して4割程度の設置に留まっている。

(設置率＝H27：60%、H28：39%、H29：46%)

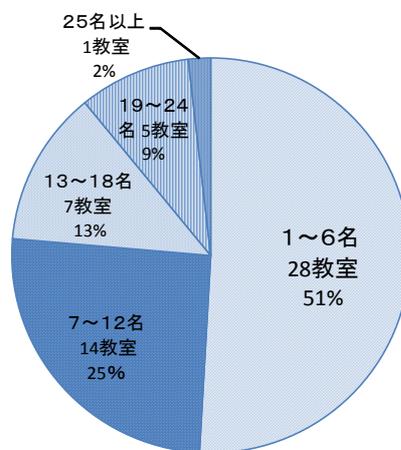
通級による指導の教室は小学校で新規申請数が増えているが、総設置数は微増である。

(総設置数＝H26・H27：49教室、H28・H29：55教室)

また、平成29年度の通級による指導の利用状況は、1教室あたり7.1人であり、国の定数（13人に1教員）基準を下回っている。教室ごとの利用者数は、1～26人とばらつきが大きい現状である。本県の地理的な要因から、他校通級を希望しても公共の交通機関による通学手段がないため、圧倒的に自校通級が多いことが特徴となっている。

【自校通級利用者：336名】

【他校通級利用者：54名】



【図31：「通級指導教室」利用者数の状況】

特別支援学級、通級による指導の教室数の増加とともに、自閉症やLD・ADHD等、発達障がいのある児童生徒の在籍、利用が多くなっている。その中には、不登校やその他の学校不適応などの二次障がいを起こしている事例を含んでいることが各市町村特別支援連携協議会<sup>\*31</sup>では報告されている。

地域の実情に応じた特別支援学級、通級による指導の教室の配置に加え、保護者を含めた

\*31 市町村教育委員会が設置し、教育、福祉、医療、労働等の関係部局、大学、保護者団体、NPO関係者等により構成された委員が、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する教育支援体制の整備を図るため、域内の障がいのある幼児児童生徒の把握などについて協議を行う。

支援体制に課題が生じている。

また、特別支援学級や通級による指導を担当する教員の半数以上が特別支援教育の経験が3年未満という状況が続いており、特別支援学校教諭免許の保有率は特別支援学級担任で46%、通級による指導の教室担当者は38%に留まっている。

	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学級	58.0%	60.8%	57.1%	54.8%	53.6%
通級指導教室	55.8%	66.7%	60.4%	55.4%	57.1%

【表29：特別支援教育の経験3年未満の割合】

		H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学級	小学校等	42%	46%	51%	51%	51%
	中学校等	26%	26%	28%	32%	35%
	全体	37%	39%	44%	45%	46%
通級指導教室	小学校等	41%	30%	38%	45%	41%
	中学校等	17%	29%	27%	25%	25%
	全体	35%	30%	36%	41%	38%

【表30：特別支援学校教諭免許保有率】

この状況で、高い専門性を継承することは難しく、専門性のある人材の確保が課題である。

## ②高等学校への通級による指導の導入

「平成28年度特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の実態調査」（大分県教育委員会）によると、公立高等学校では、何らかの困り（発達障がい

項目	H26	H27	H28
在籍生徒数	8,805	8,786	8,943
困りのある生徒数	455 (5.16%)	調査未実施	476 (5.32%)
入学選考合格者数	2,867	2,930	3,006
通級教室からの合格者数	(1)	4	4
特別支援学級からの合格者数	(23)	40	50

【表31：公立高等学校の在籍状況】

の診断のある生徒を含む)のある生徒が5.3%程度在籍していた。

また、中学校等で、特別支援学級等に在籍していた生徒の50%程度が毎年、高等学校へ進学している。

社会的自立の直前の高等学校には、発達障がい等による困りのある生徒や、特別支援学級での教育経験のある障がいのある生徒が在籍しており、適切な特別支援教育ができていないことが喫緊の課題であり、就労・進学後の社会不適応等が懸念される。

	私立高校	公立高校	特別支援学校高等部	就職	社会福祉施設等	その他	計
平成28年度卒業生	47 (26.1%)	44 (24.4%)	84 (46.6%)	1 (0.6%)	1 (0.6%)	3 (1.7%)	180

【表32：平成28年度特別支援学級卒業生の進路状況】

平成27年度末から、公立高等学校では、自校版「合理的配慮の提供マニュアル」の作成に取り組みはじめ、平成28年度には、その作成率が100%となった。現在、全ての公立高等学校において合理的配慮の申請希望の調査が実施され、必要に応じて提供できる環境が整った。平成29年度は、25校で86名に提供されている。

しかし、合理的配慮の提供までの環境は整ってきたが、実際に提供された内容がニーズと合っていないなどの指摘がある。今後は、適切に提供されるよう徹底していくことや提供される配慮の内容の充実が課題である。

## (2) 方向性

### ①小・中学校等の特別支援学級、通級による指導の教室設置の在り方

インクルーシブ教育システムの構築をめざし、特別支援学級、通級による指導の教室ともに充実させ、義務化となった合理的配慮の適切な提供により、それぞれに合った「学びの場」となるよう、その在り方を検討する。

学校数や児童生徒数など地域の実情に応じた、特別支援学級、通級の指導による教室の設置の在り方を検討する必要がある。学校数、児童生徒数の多い市町村では、通級による指導の教室数を増やすなどが考えられる。

その際に、他校通級を円滑に行えるように、通学手段となる公共交通機関を整備することや、保護者の送迎を支援する福祉サービスの充実が必要となる。

### ②小・中学校等、高等学校の管理職への働きかけ

管理職が、学校経営を「特別支援教育」の視点から見直す意識を持つことがとても重要である。できれば、すべての管理職が、特別支援学校への勤務、特別支援学級担任、通級による指導の担当のうちいずれかを経験していることがより望ましい。

これまでも管理職に向けた研修は実施されてきているが、小・中学校等、高等学校における特別支援教育の重要性への認識をさらに深めることができる研修内容にすることが必要である。

また、教育事務所と連携して、特別支援教育を重視した学校経営により効果が上がっている事例の発掘を行い、好事例として示すなどの効果的な働きかけを検討してほしい。

### ③高等学校における合理的配慮の提供の徹底

全ての高等学校で作成されている自校版「合理的配慮の提供マニュアル」の見直しを行う、提供されている合理的配慮の内容の充実を図るなどして、適切な合理的配慮の提供を徹底する必要がある。

### ④公立高等学校への通級による指導の教室の導入

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から高等学校において、通級による指導を行うことが可能となることを踏まえ、必要な高等学校への通級による指導の教室設置や、特別支援教育支援員の配置などを具体的に検討する必要がある。

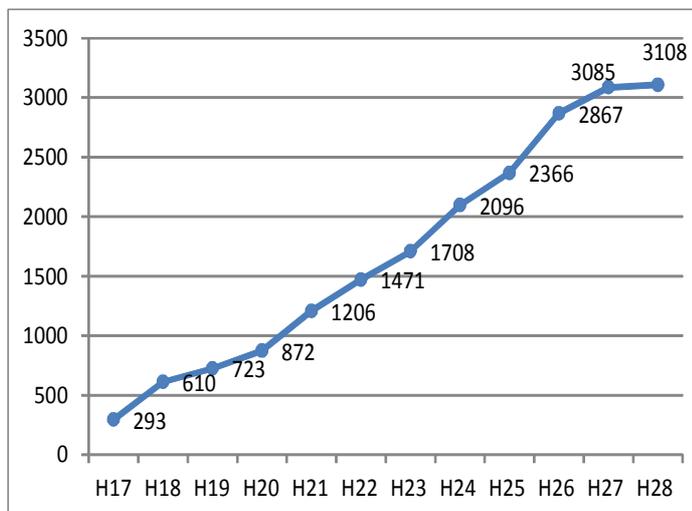
### 3 特別支援教育ネットワークの構築

#### (1) 現状と課題

##### ① 幼稚園、小・中学校等における関係機関との連携

幼稚園、小学校、中学校等（以下、「小・中学校等」）では、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに「指導方法に関すること」、「家庭との連携に関すること」、「教育課程に関すること」などの相談をしている。

巡回相談の件数は図32のように年々増加しており平成27年度からは、3000件を超えている。



【図32：巡回相談の件数推移】

小・中学校等において関係機関との連携の中心となるのは「特別支援教育コーディネーター（以下、「コーディネーター）」であり、コーディネーターは全ての学校において学校長より指名されている。

	幼稚園	こども園	小学校	中学校	高等学校
コーディネーターを指名している学校数	114/114	4/4	268/268	127/127	44/44

【表33：コーディネーターの指名について（H28特別支援教育体制整備状況調査より）】

巡回相談件数の増加は、小・中学校等における特別支援教育への意識が高まっていることの表れであると考えられるが、その内容は困難事案への対処に関することが多い。小・中学校等においては、コーディネーターに指名されても関係機関との連携を示した「個別の教育支援計画」の作成が困難であったり、また、子どもの実態把握や障がいに応じた指導に困難を感じていたりする教員もいる。

また、各市町村教育委員会（18市町村）の内9つの教育委員会が、関係機関との連携について「連絡調整の難しさ」や「情報共有に終わっている」などの課題を認識している。これは、医療機関や児童発達支援センター等の福祉施設の設置状況や、県が養成したスーパーバイザー（SV）<sup>\*31</sup>の所属機関等に地域格差があることが一因と考えられる。

\*31 SVとは、発達障がいへの理解の促進と各地域における専門的な人材養成のため、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会が実施している「発達障がい者支援専門員養成研修」の全課程を修了した、発達障がいに関する専門家。今では「大分モデル」と称され、各県での普及が進められている。

	医療機関	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業	S V
中津市	2	0	3	4	3
豊後高田市	0	0	1	1	5
宇佐市	0	1	1	3	13
姫島村	0	0	0	0	0
国東市	1	0	1	1	7
杵築市	2	0	0	1	6
日出町	0	1	1	3	7
別府市	6	1	2	14	23
大分市	10	5	15	52	73
臼杵市	2	1	1	4	11
津久見市	0	0	1	1	4
由布市	3	0	2	4	5
佐伯市	0	1	1	4	15
竹田市	0	0	1	1	0
豊後大野市	1	1	0	3	22
日田市	1	1	2	5	4
玖珠町	0	1	0	2	8
九重町	0	0	0	0	2
その他	-	-	-	-	9
計	28	13	32	103	208

【表34：市町村における関係機関等状況一覧（平成29年度）】

## ②特別支援学校における関係機関との連携

特別支援学校では、療育機関や医療機関などと児童生徒の支援内容について、情報交換をしているケースは多い。

しかし、不登校、非行、家庭的な問題など背景となる生育歴が複雑な事例の児童生徒が増加し、専門的な支援の必要性が高まっている。各学校においては、個別事例に対し、関係機関との継続した相談支援が必要な場合があり、今後の課題となっている。

## (2) 方向性

○幼稚園、小・中学校等、高等学校に在籍している特別な支援を必要としている幼児児童生徒一人一人への障がいの特性等に応じた極め細やかな指導・支援を行う教員を援助するために、医師、臨床心理士、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、スーパーバイザー（SV）、各市町村の保健師や家庭児童相談員等の様々な分野の専門家との円滑な支援体制を強化する必要がある。そのため、平成29年3月に全市町村の保健・福祉所管課に向けて、医療・福祉・保健・学校の役割分担の提案を周知した「障がいのある幼児児童生徒に対する早期・継続支援」を実現させることが有効であり、そのためには、以下の方策が考えられる。

- ・幼稚園、小・中学校等、高等学校のコーディネーターが、児童発達支援センター等の各種関係機関との連携を一層強める環境を作るため、専任のコーディネーターとして配置すること。
- ・幼稚園、小・中学校等、高等学校を支援する特別支援学校のセンター的機能の更なる充実を図るために、専任の特別支援学校コーディネーターを増員すること。
- ・各学校等のコーディネーター相互の情報共有、自校や連携校のスクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）と、関係する外部機関との連携を図るため、関係者間での情報伝達（メール送受信）や情報共有（参考資料の共有）が可能なワークシステムを整備すること。
- ・幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校が必要に応じて「チーム支援体制構築」のための、各市町村や県レベルでの保健・福祉主管課との協働体制を構築すること。

### 〈おわりに〉

第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会は、延べ10回の会議で、大分県における特別支援教育の現状と課題を整理し、できるだけ具体的な方策につながるよう審議を重ね、ここに「報告書」としてまとめることができました。

障がいのある子どもたちの現在、そして将来がより豊かなものになるよう、子どもたちの夢がかなう教育をめざしてもらいたい。そんな思いから、大分県におけるこれからの特別支援教育はどうあればよいのかについて、いろいろな立場からの意見を出し合いました。

この「報告書」にまとめた思いや考え方をもとに、大分県の特別支援教育を受けてよかったと思ってもらえるような取組が具体化された「第三次大分県特別支援教育推進計画」が策定されることを期待いたします。

第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会

〈参考〉

第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

大分県教育委員会

(設置の目的)

第1条 医療技術の進歩、障害者基本法の改正など、障がいのある幼児・児童・生徒を取り巻く状況が変化する中で、本県における特別支援教育の現状と課題を踏まえ、新しい時代に対応した特別支援教育の在り方について総合的に検討するため、第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、大分県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上に関すること
- (2) 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する特別支援学校等の教育環境整備に関すること

(組織及び委員の任期)

第3条 検討委員会は、委員25名以内で組織する。

2 検討委員会委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業及び社会福祉法人関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 障がい者団体関係者
- (5) 学校関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 教育委員会関係者

3 検討委員会内に行政関係者と教育委員会関係者をメンバーとするPTを置く。

4 検討委員会委員の任期は、原則として1年とする。

(会長等)

第4条 検討委員会には、委員の互選により、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員が会議を欠席する場合は、会長の判断により代理人出席を認めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、大分県教育庁特別支援教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が諮って定める。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会の組織

### 【委員】

敬称略

	区 分	所 属 ・	職名・氏名
1	学識経験者	大分大学教育学部	学部長 古賀 精治
2		別府発達医療センター	センター長 福永 拙
3		独立行政法人国立病院機構西別府病院	院 長 後藤 一也
4		大分県発達障がい者支援センター	センター長 五十嵐 猛
5	企業及び社会福祉法人関係者	社会福祉法人 暁雲福社会	常務理事 丹羽 和美
6		社会福祉法人シンフォニー	理事長 村上 和子
7	保護者代表	知的障がい特別支援学校PTA連合会	会 長 吉田 豊重
8		大分県PTA連合会	会 長 疋田 啓二
9		大分県高等学校PTA連合会	顧 問 木戸 浩久
10	障がい者団体関係者	大分県盲人協会	会 長 衛藤 良憲
11		大分県聴覚障害者協会	理 事 加藤 順子
12		大分県手をつなぐ育成会	理事長 齊藤 國芳
13		大分県肢体不自由児者父母の会連合会	会 長 浜田 聖美
14		大分県重症心身障害児（者）を守る会	代 表 宇都宮伯夫
15	学校関係者	大分県特別支援学校長会	会 長 田中 淳子 (大分支援学校 校長)
16		大分県国公立幼稚園・こども園会	会長 武津 智美 (大分市立坂ノ市幼稚園 園長)
17		大分県小学校長会	研究副部長 中小路勝也 (大分市立戸次小学校 校長)
18		大分県中学校長会	次 長 板井 一哲 (大分市立大東中学校 校長)
19		大分県高等学校長協会	副会長 後藤 修一 (大分商業高等学校 校長)

### 【委員：PT】

1	行政関係者	商工労働部雇用労働政策課 (雇用推進班)	課長補佐 (総括) 甲斐 昭臣
2		福祉保健部障害福祉課 (自立・療育支援班)	課長補佐 (総括) 山田 邦文
3	教育委員会関係者	教育財務課	課長補佐 (総括) 勝尾 裕美
4		義務教育課	指導主事 深藏 祥子
5		高校教育課	指導主事 高橋 泰成

### 第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会の審議経過

	期 日	審 議 内 容
第1回 会 議	平成29年 4月27日	○第二次大分県特別支援教育推進計画（平成25年2月策定）の実施状況について ○本県特別支援教育の現状及び課題について ○第三次大分県特別支援教育推進計画の骨子について
P T	平成29年 5月～6月	○多様な障がいの状態への対応について ○特別支援学校の施設・設備の充実について
委員長 協議	平成29年 6月22日	○本県特別支援教育の諸課題とその対応について① ○委員会意見まとめの方向性について
第2回 会 議	平成29年 6月26日	○本県特別支援教育の諸課題とその対応について① ・教職員の専門性の向上 ・教育環境の整備 ※「報告書」中間まとめ
委員長 協議	平成29年 7月14日	○第2回会議における意見集約と今後の協議の在り方について
P T	平成29年 7月～8月	○全ての教職員を対象とした研修について ○小中学校等の教育環境について
委員長 協議	平成29年 9月25日	○本県特別支援教育の諸課題とその対応について② ・「報告書」まとめ（案）について
第3回 会 議	平成29年 9月26日	○本県特別支援教育の諸課題とその対応について② ・教職員の専門性の向上 ・教育環境の整備 ※「報告書」まとめ（答申に向けた協議）
委員長 協議	平成29年10月27日	○答申に向けた最終協議について ・「大分県における今後の特別支援教育の在り方【報告書】（案）」について
第4回 会 議	平成29年10月31日	○「大分県における今後の特別支援教育の在り方【報告書】（案）」について

●学校教育法施行令第22条の3

【別表1】

法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの</li> <li>2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</li> </ol>
肢体不自由者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</li> <li>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</li> </ol>
病弱者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</li> <li>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</li> </ol>

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

大分県における今後の特別支援教育の在り方  
【報告書】

---

---

平成29年11月発行

第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会  
《事務局》

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号  
大分県教育庁特別支援教育課

---

---